尿崩症	76	口渇中枢障害を伴う高ナトリウム血症（本態性高ナトリウム血症）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	77	腎性尿崩症	同上
	78	中枢性尿崩症	同上
ビタミンＤ依存性くる病	79	ビタミンＤ依存性くる病	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンＤの維持療法を行っている場合も対象とする。
ビタミンＤ抵抗性骨軟化症	80	ビタミンＤ抵抗性骨軟化症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンＤの維持療法を行っている場合も対象とする。
副甲状腺機能亢進症	81	副甲状腺機能亢進症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンＤの維持療法を行っている場合も対象とする。
副甲状腺機能低下症	82	副甲状腺機能低下症（副甲状腺欠損症を除く。）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ビタミンＤの維持療法を行っている場合も対象とする。
	83	副甲状腺欠損症	同上
慢性副腎皮質機能低下症	84	グルココルチコイド抵抗症	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	85	先天性副腎低形成症	同上
	86	副腎皮質刺激ホルモン（ＡＣＴＨ）単独欠損症	同上
	87	副腎皮質刺激ホルモン（ＡＣＴＨ）不応症	同上
	88	84から87までに掲げるもののほか、慢性副腎皮質機能低下症（アジソン病を含む。）	同上
見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群	89	見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群（ＡＭＥ症候群）	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
リドル症候群	90	リドル症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
内分泌疾患を伴うその他の症候群	91	ターナー症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	92	ヌーナン症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合
	93	バルデー・ビードル症候群	同上
	94	プラダー・ウィリ症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たすものに限る。
	95	マッキューン・オルブライト症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合

備考

ヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって次の基準を満たすものを対象とする。

Ⅰ　開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

1　後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長の場合　次のいずれも満たすこと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は、⑶を満たしていれば足りること。

⑴　現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。

⑵　ＩＧＦ－１（ソマトメジンＣ）値が200ng／ml未満（５歳未満の場合は、150ng／ml未満）であること。

⑶　乳幼児で成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場合は１種以上、その他の場合は２種以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹下で行われた場合に限る。）の全ての結果（試験前の測定値を含む。）で、成長ホルモンの最高値が６ng／ml（ＧＨＲＰ－２負荷では16ng／ml）以下であること。

2　成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものに限る。）（１種以上の成長ホルモン分泌刺激試験（空腹下で行われた場合に限る。）の全ての結果（試験前の測定値を含む。）で、成長ホルモンの最高値が６ng／ml（ＧＨＲＰ－２負荷では16ng／ml）以下である場合に限る。）、ターナー症候群又はプラダー・ウィリ症候群による低身長の場合　次のいずれかに該当すること。

⑴　現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。

⑵　年間の成長速度が、２年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であること。

3　軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合　現在の身長が別表第四に掲げる値以下であること。

4　慢性腎不全による低身長の場合　現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。

Ⅱ　継続基準

次のいずれかに該当すること。

1　後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症、成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的な原因によるものに限る。）又は成長ホルモン（ＧＨ）分泌不全性低身長症（脳の器質的原因によるものを除く。）による低身長の場合　初年度は、年間成長速度が6.0cm／年以上又は治療中１年間の成長速度と治療前１年間の成長速度との差が2.0cm／年以上であること。治療２年目以降は、年間成長速度が3.0cm／年以上であること。

2　慢性腎不全、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群、軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合　初年度は、年間成長速度が4.0cm／年以上又は治療中１年間の成長速度と治療前１年間の成長速度との差が1.0cm／年以上であること。治療２年目以降は、年間成長速度が2.0cm／年以上であること。治療３年目以降は、年間成長速度が1.0cm／年以上であること。